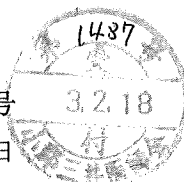


(公印省略)

2大健国第1161号

令和3年 2月16日



小郡三井医師会長 殿

大刀洗町長 中山 哲志
(健康課 国保年金係)

大刀洗町子ども医療費助成制度及び重度障害者医療費助成制度の助成拡大について

平素より、大刀洗町公費医療費支給制度の運営につきましては、格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月診療分より、大刀洗町では子ども医療費支給制度および重度障がい者医療費支給制度の本人負担額が以下のとおり変更となりますので、お知らせいたします。

つきましては、制度の円滑な実施を図るため、貴会会員への配布と周知にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

【子ども医療費支給制度 変更点】※いずれも1医療機関、実施主体ごとの自己負担額

現行			令和3年4月1日以降		
	入院	入院外		入院	入院外
未就学児	なし	なし	未就学児	なし	なし
小学生	500 円/日 (月 7 日限度)	1,200 円/月 (限度)	小中学生	500 円/日 (月 7 日限度)	1,000 円/月 (限度)
中学生	500 円/日 (月 7 日限度) ※償還払いのみ	助成対象外			

【重度障がい者医療費支給制度 変更点】※いずれも1医療機関、実施主体ごとの自己負担額

現行			令和3年4月1日以降		
	入院	入院外		入院	入院外
小学生 まで	【一 般】500 円/日 【低所得】300 円/日 (月 7 日限度)	500 円/月 (限度)	中学生 まで	【一 般】500 円/日 【低所得】300 円/日 (月 7 日限度)	500 円/月 (限度)
中学生 以上	【一 般】500 円/日 【低所得】300 円/日 (月 20 日限度)	500 円/月 (限度)	高校生 以上	【一 般】500 円/日 【低所得】300 円/日 (月 20 日限度)	500 円/月 (限度)
精神 入院	小学生までのみ対象		精神 入院	中学生までのみ対象	

※「低所得」：市町村民税非課税世帯の受給者

問合せ先

福岡県三井郡大刀洗町大字富多 819 番地

大刀洗町役場 健康課 国保年金係

TEL 0942-77-1377 (内線 156)